

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定調査機関の指定の申請）</p> <p>第一条 土壌汚染対策法（以下「法」という。）第二十九条の規定により法第三条第一項の指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において法第二十九条に規定する土壌汚染状況調査等（以下「土壌汚染状況調査等」という。）を行おうとする場合にあつては環境大臣に、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする場合にあつては当該都道府県知事に、様式第一による申請書を提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（指定の更新の申請）</p> <p>第三条 法第三十二条第一項の指定の更新を受けようとする法第四条第二項に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）は、その者が現に受けている指定の有効期間の満了の日の三月前までに、様式第二による申請書に第一条第二項各号に掲げる書類を添付して、これをその指定をした環境大臣又は都道府県知事（以下「環境大臣等」という。）に提出しなければならない。ただし、環境大臣等に既に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（指定調査機関の指定の申請）</p> <p>第一条 土壌汚染対策法（以下「法」という。）第二十九条の規定により法第三条第一項の指定を受けようとする者は、様式第一による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（指定の更新の申請）</p> <p>第三条 法第三十二条第一項の指定の更新を受けようとする法第四条第二項に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）は、その者が現に受けている指定の有効期間の満了の日の三月前までに、様式第二による申請書に第一条第二項各号に掲げる書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。ただし、既に環境大臣に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>2・3（略）</p>

(変更の届出等)

第十八条 法第三十五条の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一 三 (略)

四 環境大臣の指定を受けた指定調査機関である場合は、土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域

五 (略)

2 (略)

(業務規程の記載事項)

第十九条 法第三十七条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 環境大臣の指定を受けた指定調査機関である場合は、土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域に関する事項

三 三 九 (略)

(手数料)

第二十二条 次に掲げる者は、実費を勘案してそれぞれ当該各号に定める額の手料を国に納付しなければならない。

一 指定調査機関の指定(環境大臣に係るものに限る。)を受けようとする者 三万九百円

二 指定調査機関の指定の更新(環境大臣に係るものに限る。)を受けようとする者 二万四千八百円

三 三 六 (略)

(変更の届出等)

第十八条 法第三十五条の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一 三 (略)

四 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域

五 (略)

2 (略)

(業務規程の記載事項)

第十九条 法第三十七条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域に関する事項

三 三 九 (略)

(手数料)

第二十二条 次に掲げる者は、実費を勘案してそれぞれ当該各号に定める額の手料を国に納付しなければならない。

一 指定調査機関の指定を受けようとする者 三万九百円

二 指定調査機関の指定の更新を受けようとする者 二万四千八百円

三 三 六 (略)

2・3 (略)

(立入検査の身分証明書)

第二十六条 法第五十四条第五項及び第六項の規定による立入検査に係る同条第七項の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

(権限の委任)

第二十七条 法に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるもの(二)以上の地方環境事務所の管轄区域に事業所を有する者に係るものを除く。)は、地方環境事務所長に委任する。ただし、第三号、第五号、第七号、第八号(法第四十三条第二号 後段に掲げる権限に係るものに限る。)及び第九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇八 (略)

九 法第五十四条第五項に規定する権限

2・3 (略)

(立入検査の身分証明書)

第二十六条 法第五十四条第五項の規定による立入検査に係る同条第六項の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

(権限の委任)

第二十七条 法に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるもの(二)以上の地方環境事務所の管轄区域に事業所を有する者に係るものを除く。)は、地方環境事務所長に委任する。ただし、第三号、第五号、第七号、第八号(法第四十三条第二号 後段に掲げる権限に係るものに限る。)及び第九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇八 (略)

九 法第五十四条第五項に規定する権限(指定調査機関に係るものに限る。)

改正案	現行
<p>（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査）</p> <p>第一条 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」といふ。）<u>第三条</u>第一項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事（土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」といふ。）<u>第八条</u>に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）は、当該土地の所有者等（<u>法</u>第三条第一項本文に規定する所有者等をいう。以下同じ。）の申請により、その期限を延長することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該土地の所有者等が<u>法</u>第三条<u>第三項</u>の通知を受けた者である場合（<u>法</u>第三条第一項ただし書の確認を受けた場合を除く。） 当該通知を受けた日</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知）</p> <p>第十七条 <u>法</u>第三条<u>第三項</u>の通知は、有害物質使用特定施設の使用が廃</p>	<p>（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査）</p> <p>第一条 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」といふ。）<u>第三条</u>第一項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事（土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」といふ。）<u>第八条</u>に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）は、当該土地の所有者等（<u>法</u>第三条第一項本文に規定する所有者等をいう。以下同じ。）の申請により、その期限を延長することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該土地の所有者等が<u>法</u>第三条<u>第二項</u>の通知を受けた者である場合（<u>法</u>第三条第一項ただし書の確認を受けた場合を除く。） 当該通知を受けた日</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知）</p> <p>第十七条 <u>法</u>第三条<u>第二項</u>の通知は、有害物質使用特定施設の使用が廃止</p>

止された際の土地の所有者等（当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となった者が同条第一項の調査を行うことについて、当該土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となった者が合意している場合にあつては、当該新たに土地の所有者等となった者）に対して行うものとする。

（有害物質使用特定施設の使用の廃止等に関し通知すべき事項）

第十八条 法第三条第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 （略）

（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出）

第十九条 法第三条第五項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第五による届出書を提出して行うものとする。

一～四 （略）

（法第三条第一項ただし書の確認の取消しを行う場所）

第二十条 法第三条第六項の規定による同条第一項ただし書の確認の取消しは、前条第3号の土地の場所について行うものとする。

（法第三条ただし書の確認の取消しの通知）

第二十一条 都道府県知事は、法第三条第六項の規定により同条第一項ただし書の確認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該確認に係る土地の所有者等に通知するものとする。

された際の土地の所有者等（当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となった者が同条第一項の調査を行うことについて、当該土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となった者が合意している場合にあつては、当該新たに土地の所有者等となった者）に対して行うものとする。

（有害物質使用特定施設の使用の廃止等に関し通知すべき事項）

第十八条 法第三条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 （略）

（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出）

第十九条 法第四条第四項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第五による届出書を提出して行うものとする。

一～四 （略）

（法第三条第一項ただし書の確認の取消しを行う場所）

第二十条 法第三条第五項の規定による同条第一項ただし書の確認の取消しは、前条第3号の土地の場所について行うものとする。

（法第三条ただし書の確認の取消しの通知）

第二十一条 都道府県知事は、法第三条第五項の規定により同条第一項ただし書の確認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該確認に係る土地の所有者等に通知するものとする。

(立入検査の身分証明書)

第七十七条 法第五十四条第一項、第三項及び第四項の規定による立入検査に係る同条第七項の様式は、様式二十一のとおりとする。

(立入検査の身分証明書)

第七十七条 法第五十四条第一項、第三項及び第四項の規定による立入検査に係る同条第六項の様式は、様式二十一のとおりとする。

○環境省令第二十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、及び土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を制定する。

平成二十六年十月十日

環境大臣 望月 義夫

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

（土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部改正）

第一条 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「者は、」の下に「二以上の都道府県の区域において法第二十九条に規定する土壤汚染状況調査等（以下「土壤汚染状況調査等」という。）を行おうとする場合にあっては環境大臣に、一の都道府県の区域において土壤汚染状況調査等を行おうとする場合にあっては当該都道府県知事に」を加える。

第三条第一項本文中「環境大臣」を「その指定をした環境大臣又は都道府県知事（以下「環境大臣等」という。）」に、同項ただし書中「環境大臣」を「環境大臣等」に改める。

第十八条第一項第四号及び第十九条第二号中「土壤汚染状況調査等」を「環境大臣の指定を受けた指定調査機関である場合は、土壤汚染状況調査等」に改める。

第二十二条第一項第一号中「指定」の下に「環境大臣に係るものに限る。」を、同項第二号中「新」の下に「環境大臣に係るものに限る。」を加える。

第二十六条中「第五項」の下に「及び第六項」を加え、「第六項」を「第七項」に改める。

第二十七条第九号中「指定調査機関に係るものに限る。」を削る。

様式第一を次のように改める。
様式第一（第一条第一項関係）

指定申請書

年 月 日

環境大臣
都道府県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第3条第1項の指定を受けたいので、同法第29条の規定により、次のとおり申請します。

土壤汚染状況調査等を行うとする事務所の所在地		
名称	所在地	土壤汚染状況調査等を行うとする都道府県の区域
	(郵便番号)	(電話番号)
計 箇所		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。
 - 環境大臣に対して申請する場合には、欄外右上部に所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼付すること(消印してはならない)。

様式第二を次のように改める。
様式第二(第三条第一項関係)

指定の更新申請書

年 月 日

指定番号	
※指定年月日	

環境大臣
都道府県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第32条第2項において準用する同法第29条の規定により、次のとおり申請します。

土壤汚染状況調査等を行うとする事務所の所在地		
名称	所在地	土壤汚染状況調査等を行うとする都道府県の区域
	(郵便番号)	(電話番号)
計 箇所		
備考		

- 備考
- ※印の欄は、既に指定の更新を受けている場合は、直近の更新年月日を記載すること。
 - 既に提出している書類に変更がない場合は、備考の欄にその旨記載すること。
 - この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。
 - 環境大臣に対して申請する場合には、欄外右上部に所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼付すること(消印してはならない)。

様式第十を次のように改める。

様式第十(第十八条第二項関係)

変更届書

指定番号

年 月 日

環境大臣
都道府県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名 印

下記のとおり変更するので、土壌汚染対策法第35条の規定により、届け出ます。

変更の内容	旧	新
	変更日(又は変更 予定日)	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、
本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

様式第十一を次のように改める。

様式第十一(第二十一条関係)

業務廃止届出書

指定番号

※指定年月日

年 月 日

環境大臣
都道府県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名 印

土壌汚染状況調査等の業務を廃止したので、土壌汚染対策法第40条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

廃止年月日 年 月 日

- 備考 1 ※印の欄は、指定の更新を受けている場合は、直近の更新年月日を記載
すること。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、
本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

様式第十一を次のように改め。

様式第十二(第二十六条関係)

12センチメートル 12センチメートル	(表面) 様式第十二(第二十六条関係) 番号 土壌汚染対策法第54条第7項の規定による身分証明書 職名及び氏名 年月 日生 年月 日発行 年月 日限り有効 写真 環境大臣 地方環境事務所長 都道府県知事 印	8センチメートル 8センチメートル
(裏面)		

土壌汚染対策法抜すい

(報告及び検査)

第54条 (略)

2～4 (略)

5 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所内に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所内に立ち入り、業務状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 第1項又は第3項から前項までの規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第1項又は第3項から第6項までの立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

三 第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(土壌汚染対策法施行規則の一部改正)
第二条 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)の一部を次のように改正す。

- 第一条第一項第二号、第十七条及び第十八条中「第二項」を「第三項」に改め。
- 第十九条中「第四項」を「第五項」に改め。
- 第二十条及び第二十一条中「第五項」を「第六項」に改め。
- 第二十七条中「第六項」を「第七項」に改め。
- 様式第五中「第四項」を「第五項」に改め。

様式第二十一を次のように改め。

様式第二十一(第七十七条関係)

12センチメートル 12センチメートル	(表面) 様式第二十一(第七十七条関係) 番号 土壌汚染対策法第54条第7項の規定による身分証明書 職名及び氏名 年月 日生 年月 日発行 年月 日限り有効 写真 環境大臣 地方環境事務所長 都道府県知事 (市長) 印	8センチメートル 8センチメートル
(裏面)		

土壌汚染対策法抜すい

(報告及び検査)

第54条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壌汚染状況調査に係る土地若しくは要措置区域等内の土地の所有者等又は要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他の必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

2 前項の環境大臣による報告の徴収又はその職員による立ち入り検査は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者又は汚染土壌の運搬を行った者に対し、汚染土壌の運搬若しくは処理の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶(以下この項において「自動車等」という。)に立ち入り、当該汚染土壌の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者に対し、その事業に關し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者である者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5、6 (略)

7 第1項又は第3項から前項までの規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第1項又は第3項から第6項までの立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一一二 (略)

三 第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則
この命令は、平成二十七年四月一日から施行す。